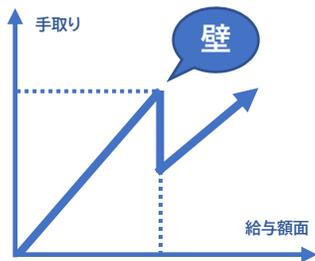


「年収の壁」を 超えるとどうなる？



このようなお悩みはありませんか？



- 年収106万円（要件によって年収130万円）になると、社会保険料の支払いで手取り収入が減ってしまう。
- もっと働きたいけれど、「年収の壁」を超えないように働く時間を調整している。

女性の働き方によって世帯の生涯可処分所得は大きく変わる！

国の試算では、年収100万円（「年収の壁」の範囲内）で働いたケース（②-C）と年収150万円（「年収の壁」超え）で働いたケース（②-B）の世帯の生涯可処分所得を比較すると、年収150万円（「年収の壁」超え）で働いたケースの方が約1,200万円多くなります。

また、出産後も正社員で仕事を続けたケース（①-A）と第1子出産に伴い退職し再就職しないケース（③）を比較すると、出産後も正社員で仕事を続けたケースの方が約1億7,000万円多くなります。

前提

夫婦（同年齢）・子ども2人世帯。夫は88歳、妻は93歳まで生きると仮定。
妻は22歳で就労開始。29歳で第1子、32歳で第2子を出産。
再就職のケース（②）は、妻が第1子出産に伴い29歳で退職。38歳時に再就職し、65歳で退職。

	① 出産後も仕事を続けた場合		② 出産に伴い一度仕事を辞めて再就職		③ 再就職なし	
	①-A 就労継続・正社員	①-B 就労継続 非正規（フルタイム）	②-A 再就職・正社員	②-B 再就職・パート 「年収の壁」超え （150万円）	②-C 再就職・パート 「年収の壁」範囲内 （100万円）	③ 第1子出産退職後 再就職なし
世帯の 生涯可処分所得	4億9,200万円	4億500万円	4億4,100万円	3億6,400万円	3億5,200万円	3億2,500万円
	↑ 約1億7,000万円の差			↑ 約1,200万円の差		

出所：女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム(第4回)内閣府提出資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40558.html)を元に独自に作成

お問合せ先

埼玉県産業労働部 人材活躍支援課 女性活躍支援担当
☎ 048-830-4541 ✉ a4540-09@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット
コパトン&さいたまっちゃん

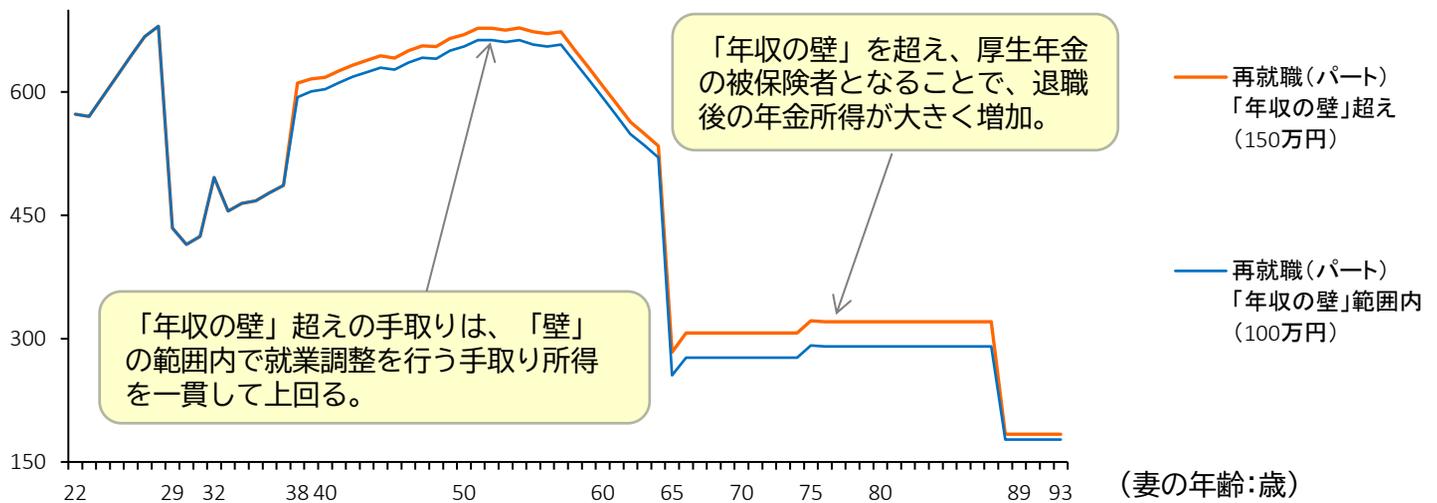
「年収の壁」を超えるメリットは？

「年収の壁」を超え、社会保険に加入して働いた場合、退職後の年金所得が大きく増加*します。

* 国の試算では、妻の年金所得（税・社会保険料控除後）は「年収の壁」を超え（150万円）の場合が約3,600万円、「年収の壁」範囲内（100万円）の場合が約2,800万円となります。

世帯の可処分所得の推移

（世帯の可処分所得：万円）



出所：女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム(第4回)内閣府提出資料から抜粋し独自に加工

試算の前提：22歳で就労開始、29歳で第1子、32歳で第2子を出産。第1子出産に伴い、29歳で退職。38歳時にパートで再就職し、65歳で退職。夫婦は同年齢。夫は88歳、妻は93歳まで生きると仮定。

自分に合った働き方を考えましょう

「年収の壁」を超えることにはメリットがあります。

社会保険に加入するため将来受け取れる年金の受給額が増え、出産手当金や傷病手当金も給付されます。

自分や世帯の状況に合わせて、自分らしい働き方を見つけてみましょう。

自分や世帯のことを考えてみる

- どのような人生を歩んでいきたいか
- どのようなライフイベントを予定しているか
- ライフプランの実現に必要な収入はいくらか



「年収の壁」を正しく知る

- 「税金の壁」や「社会保険の壁」とは
- 「壁」を超えたらどうなるのか

※ 埼玉県女性キャリアセンター
無料オンデマンドセミナー
「働き方を考える
年収の壁メリットデメリット」
(右の二次元コードから視聴できます)



※ 「年収の壁」や国の支援制度について
厚生労働省HP

